4　コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア．最大年間消費電力量

最大年間消費電力量（kWh）＝（E_{TEC_MAX}＋E_{EP}＋E_{ABC}＋E_N＋E_{OS}＋E_T）×eff_{AC_DC}

E_{TEC_MAX}　：表１により算定された最大消費電力量基準（単位：kWh）

E_{EP}　：表２により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{ABC}　：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh）

E_N　：完全なネットワーク接続性に適用される許容値　E_N＝2.9（kWh）

E_{OS}　：占有センサーに適用される許容値　E_{OS}＝1.7（kWh）

E_T　：下記ウにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）

eff_{AC_DC}　：ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは1.0、標準直流ディスプレイは0.85

イ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率R_{ABC}を算定し、R_{ABC}が20％以上の場合に、自動明るさ調節許容値E_{ABC}を適用する。オンモード電力低減率R_{ABC}及び自動明るさ調節許容値E_{ABC}の算定方法は、次式による。

R_{ABC}＝100×（（P_{300}－P_{12}）／P_{300}）

P_{300}　：300lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

P_{12}　：12lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

E_{ABC}（kWh）＝0.05×E_{TEC_MAX}

E_{TEC_MAX}　：最大消費電力量基準（単位：kWh）

ウ．タッチ機能許容値

E_T（kWh）＝0.15×E_{TEC_MAX}

E_{TEC_MAX}　：最大消費電力量基準（単位：kWh）

5　サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

P_{ON_MAX}＝（$4.0\times10^{-5}\times L\times A$）＋119×tanh（0.0008×（A－200.0）＋0.11）＋6

P_{ON_MAX}　：最大オンモード消費電力（単位：W）

A　：可視画面面積（単位：平方インチ）

L　：最大測定輝度（単位：cd／㎡）

6　サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア．オンモード消費電力

オンモード消費電力（W）＝P_{ON_MAX}＋P_{ABC}

P_{ON_MAX}　：最大オンモード消費電力（単位：W）

P_{ABC}　：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W）

イ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考４イによりオンモード電力低減率R_{ABC}を算定し、R_{ABC}が20％以上の場合に、自動明るさ調節許容値P_{ABC}を適用する。自動明るさ調節許容値P_{ABC}の算定方法は、次式による。

P_{ABC}（W）＝0.05×P_{ON_MAX}

P_{ON_MAX}　：最大オンモード消費電力（単位：W）

7　サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準＝P_{SLEEP_MAX}＋P_N＋P_{OS}＋P_T

P_{SLEEP_MAX}　：最大スリープモード消費電力（単位：W）

P_N　：完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W）

P_{OS}　：占有センサーに適用される許容値（単位：W）

P_T　：タッチ機能に適用される許容値（単位：W）

表　画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ（インチ）	P_{SLEEP_MAX}（W）	P_N（W）	P_{OS}（W）	P_T（W）
画面サイズ≦30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ＞30				1.5

8　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9　判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

10　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

11　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

12　消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成26年７月施行）　別表第２－２（平成28年10月発効）」による。

表１　コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
A＜130	（6.13×ｒ）＋（0.06×A）＋9
130≦A＜150	（6.13×ｒ）＋（0.69×A）－72.38
150≦A＜180	（6.13×ｒ）＋（0.21×A）－0.50
180≦A＜200	（6.13×ｒ）＋（0.05×A）＋28
200≦A＜230	（6.13×ｒ）＋（0.03×A）＋31.33
230≦A＜280	（6.13×ｒ）＋（0.2×A）－7
280≦A＜300	（6.13×ｒ）＋49
300≦A＜500	（6.13×ｒ）＋（0.2×A）－11
A≧500	（6.13×ｒ）＋89

備考）　ｒは画面解像度（メガピクセル）を、Ａは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

第三種郵便物認可　明治二十三年五月三十一日